

平成30年2月6日

報道機関 各位

泉南市秘書広報課長 古木 孝彦

(広報担当：古木)

職員の処分等について

本市では、平成29年12月6日付で提供させていただいた「収入に係る事務処理の調査結果」(別添、「収入に係る事務処理の調査について(報告書)」参照)を受けまして、平成30年2月1日付で、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号並びに泉南市懲戒等処分の指針に基づき、関係職員の処分を行いましたのでお知らせします。

記

	所属	職名	年齢	処分内容	当時の職名(年度)
1	教育部 生涯学習課	課長	57歳	減給10分の1 1か月	教育部生涯学習課課長代理兼青少年係長(H23)、教育部生涯学習課長(H26、H27)、教育部生涯学習課長兼青少年係長(H28)
2	教育部 青少年センター	館長 代理	60歳	戒告	教育部生涯学習課青少年係長(H24、25)
3	総合政策部 人権推進課	課長 代理	47歳	戒告	教育部生涯学習課主幹兼青少年係長(H26)

【処分に至った事実の概要】

- ・留守家庭児童会の会費の徴収に係る事務については、調定をはじめとする会計処理や債権管理が適切に行われておらず、未納金(滞納)が0円となっている複数年において、実際には、未納金(滞納)が存在することが判明し、結果として、時効により債権が回収不能となっている。

※ 詳細は、2017年11月22日付「収入に係る事務処理の調査について(報告書)」6~7ページ及び同報告書(別紙8)「泉南市留守家庭児童会の会費の未納金について(改訂版)」参照

【市長コメント】

この度の、収入に係る不適切な事務処理につきましては、市民の皆様に対する市政への信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

再発防止に向け、会計事務に関する研修の充実をはじめ、引継ぎの徹底や業務マニュアルの整備などをしっかりと行い、二度とこのようなことを起こさないよう、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、一連の経過を踏まえ、職員を指揮し、行政運営を担う責任者として、私をはじめ、副市長及び教育長の特別職3名について、給与の減額10分の1(1か月)を行うこととしました。

本件連絡先

教育部教育総務課(担当：伊藤)

TEL:072-483-2581

教育部生涯学習課(担当：山口)

TEL:072-483-2582

総合政策部人事課(担当：辻、松野)

TEL:072-483-0003